♻ 再生紙使用

YOKOSO

ようこそ

NO. 93
OCTOBER 2022
無料

TRAVEL & LIFE GUIDEBOOK

毎月1回30日発行 2022年10月2日発行 第8巻第10号 北インド版

メールでのお問い合わせはこちらをスキャン

FORMULA GROUP
Mobility Managed®

温かく、
おだやかなディワリを

www.formulaindia.co.jp

KrayMan
Years of Demystifying Complexities

KrayMan Consultants LLP

Accounting • Audit • Tax • Regulatory • HR • Labour Laws

会 芸 ・ 監 査 ・ 税 金 ・ 法 令 ・人 事 ・ 労 働 法

山田幸彦

菅原久子

マナン・アガルウル
(Manan Agarwal)

親会社からインド子会社への出向・派遣に対するサービス税課税に関する最高裁判決（Northern Operating Systems社のケース）の影響について。

2022年5月19日、インド最高裁は、インドで事業を行う多国籍企業（日本企業を含む）の常識を揺るがす様な判決を下しました。この判決は、Northern Operating Systems Private Limited (NOS)という納税者のケースで、外国の親会社からインドの子会社（有限会社）に出向・派遣された従業員の給与が外国の親会社から支払われ、後にインドの子会社から親会社に実費で払い戻された場合の派遣・任命へのサービス税の課税に関連して出されたものです。

最高裁は、インド子会社から外国親会社への給与の払い戻しにはサービス税が課せれ、インド子会社がリバース・チャージ・メカニズム（RCM）・ベースでインドの税務当局に預託する必要があると判断しました。この判決は、インドで事業を行う日本企業の、給与の払い戻しはサービス税（現在のGST）の課税対象にはならないという定説と、大きく異なっています。この最高裁判決に基づき、税務当局は一部のインド子会社からGSTを徴収しようとしていますが、これは世間一般の見解とは異なるものです。

本稿では、この件に関する最高裁判断と、インドに進出している日系企業の子会社が取り得る対応について解説します。2021年10月現在、インドには約1439社の日系企業が登録されています。多くの日系企業が、日本の親会社からインドへの従業員（日本人駐在員）の派遣・出向について、同様の方針をとっています（あるいは、そのほとんどがそうであると見られます）。従って、インドで事業を行う日系企業に対する最高裁判決の影響を理解することが重要となります。

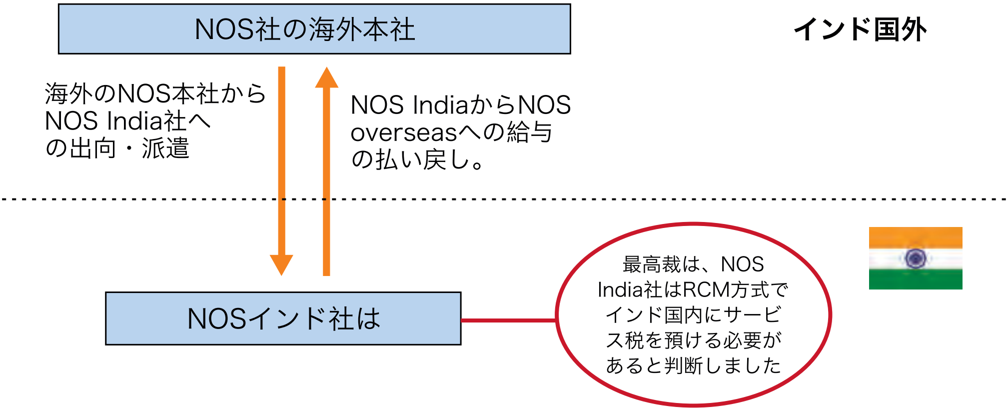

NOS社のケースに関する事実

- NOS India 社（インド子会社で納税者）は、米国、英国、シンガポール等に所在するグループ会社（NOS海外）と、当該グループ会社に対するバック・オフィス、および、業務支援全般を行う契約を締結しています。
- 契約に基づき、NOSインド社は必要に応じて、海外のNOS各社に経営者や技術者の派遣を要請しています。海外のNOS社が人選を行い、NOSインド社に出向をさせます。
- 従業員は、NOS India 社の指示・命令に従い業務に従事します。社会保障や退職金の継続のため、彼らは海外のNOS社の給与支払者であることを継続します。しかし、実質的には、出向・派遣期間中はNOSインド社が「雇用主」となります。

- NOS India 社は、出向者・派遣者に雇用条件を記載した雇用契約書を発行します。
- 出向者は、海外のNOS　社から給与・報奨金等を受け取ることになります。海外のNOS　社は、給与・報奨金等の費用を回収するため、NOS Indiaに対して借方票を作成、NOS India 社は海外のNOS 社にこれを払い戻します。この払い戻しには、マークアップ（利益マージン）は発生しません。これは一般的な取り決めであり、インドの直接税法に基づき、海外のNOS 社が、インドで恒久的施設（PE）を持つ事を回避するのにも役立ちます。
- 出向者・派遣者の給与に対する源泉税の納付義務はNOS　Indiaが負い、NOS　Indiaから従業員にForm 16の年間TDS証明書が発行されることになります。

インドの税務当局から異議申し立て

- 税務署は、2006年10月から2014年9月までの期間（すなわちサービス税制の期間）において、NOS India 社が出向・派遣社員に関し「人材募集、または、供給代理サービス」のカテゴリーでサービス税の義務を果たしていなかったとして、NOS India 社に通知を発出しました。
- NOS　社の立場は、雇用主と従業員の関係はサービス税の範囲外である、と言うものでした。この場合、「真の雇用者」はNOSインド社（海外のNOS 社ではない）となります。出向者に支払われる給与は、海外のNOS　社に支払われる対価とは言えず、インドでのサービス税は課されません。

(CESTAT)税関・消費税・サービス税審判所（CESTAT）の決定について

- 関税・サービス税審判所（CESTAT）は、Computer Sciences Corporation India Private Limited、Volkswagen India Private Limited、Honeywell Technology Solutions Private Limitedに対する過去の判決に基づき、NOS India 社を支持する決定を下しました。(しかし）税務署は最高裁に上告しました。

最高裁での主な争点

- 最高裁の主な争点は、この場合、出向者・派遣者の「真の」雇用主は誰かということでした。詰まり、NOS 海外会社かNOS India社か、という点です。
- 「真の」雇用主がNOSインド　社である場合、海外のNOS　社に支払われたものは単なる払い戻しであり、従ってインドではサービス税が課されない。
- しかし、「真の」雇用主が海外のNOS 社である場合、海外のNOS 社がインドのNOS 社に提供したサービスは、サービスとして扱われ、インドでサービス税が課されることになります。

最高裁判所の判決

最高裁は、この問題をNOS　India社に対し、NOS India社が海外のNOS社に対価を支払う際にサービス税が課されるとの判断を示しました。その一方で、最高裁は以下のような見解を示しています

- 最高裁は、インドのサービス税法の関連規定、海外のNOS 社とNOS India社との契約書、NOS India社が派遣・出向者に発行した雇用契約書などに言及しました。
- 唯一の基準として考えられる単一のベンチマークはありません。主な判断基準は「形式より実質」（「企業のベールを脱ぐ」とも呼ばれる）であり、契約や協定の条件を綿密に検討する必要があります。
- 出向・派遣期間中、従業員はNOS India社の管理下に置かれ、その指示のもとで働くことになります。しかし、その従業員は海外のNOS社の給与名簿に登録されていることに変わりはありません。従って、この場合の「実質的」な雇用主は海外のNOS社であり、NOS India 社ではありません。
- 最高裁は，出向・派遣期間終了後，従業員が本国に送還されるという事実を重く評価しています。これは，長期的な所有者，実質的な所有者は，海外のNOS 社であって，インドのNOS社ではないことを示しています。
- NOS　社が実質的な雇用主であることは、出向者・派遣者の手当の中に、インドで働くための基本給の20%のハードシップ手当が別途含まれていることでも証明されています。さらに、毎月の住宅手当と毎年の光熱費手当も保証されています。これらは相当な額であり、本件の実質的な雇用主である海外のNOS 社の標準的な政策に依拠するものでです。
- 出向・派遣中であっても、雇用条件は海外NOS　社のグローバルポリシーに則っているため、海外NOS　社が実質的な雇用主となります。
- フォルクスワーゲン社、および、コンピュータ・サイエンス社のケースでは、最高裁が支持した関税・サービス税審判所（CESTAT）の命令は不合理であり、この事件には何の指針も与えていません。

従って、最高裁は、NOSインド　社はNOS社のサービス受領者であると判断しました。海外のNOS　社がNOSインド　社に労働力を提供し、NOSインド社がインドでリバース・チャージ方式でサービス税を納付する義務があったことになります。

最高裁判所の判決の意味するもの

- この判決は、インドのサービス税制の文脈から出されたものですが、GST（物品・サービス税）にも適用されます。インドでは、2017年7月からGSTが導入されました。この最高裁判決に基づき、インド税務当局は一部の日本企業に対し、同様の出向・派遣

契約について、インドでGSTを税務署に預託するよう打診した、と報じられています。インドの日系企業は、本社からインドへの従業員（日本人駐在員）の出向・派遣を、サービス税やGSTを支払わずに行うという業界標準の慣行を長い間続けてきたため、このことは、インドにいる日系企業の間に不安を与えているようです。

- 最高裁の判決に基づくインド税務当局の姿勢は、日本企業にとってインドでのビジネスのしやすさに悪影響を及ぼす可能性があります。司法の独立性は高く評価され、尊重されていますが、日本企業に対して、遡及的に（以前から）インドでGSTを預託を求めることは、税務当局の（行うべき）歓迎すべき行動ではなく、インドにおける税務の不確実性を深めることになります。インド経済にとっては、税法と政府の全体的な目標との整合性が強く求められる所です。
- 弊社の見解状況は少し厄介です。GST当局からの通知を待たずに自社（判断:suomotoでGST預託を開始した日系企業は少数派です。その他の日系企業は、状況を見ながら待つ予定です。以下に、考えられる選択肢と、それに付随するメリット・デメリットを説明致します。

選択肢	利点	不利な点
1.GST当局からの通知を待たずに、自社でGSTを預託することができます。	• ペナルティの可能性はゼロか低い。 • 預かったGSTをアウトプット・タックスと相殺（インプット・タックス・クレジット）することが出来ます。 • 安心感。	• キャッシュ・フロー上の問題 • 将来、インド政府が何らかの明確化を行う可能性はあります。そのような場合、GSTが既に納付されているにもかかわらず、GST が納付されるべき出ないとする判定が出た場合、将来、税務当局から還付を受けることが難しくなる可能性があります。 • 直接税の観点からの悪影響の可能性。インド税務当局は、GSTの預託を日本の親会社のインドにおける （恒久的施設）PEが設立されていると見なし、日本の親会社に対しインドで課税しようとする可能性があります。
2.GST当局から通知を受けた場合のみ、GSTを預託する。	GST当局からの通知がない場合、GSTを支払う必要はありません。	ペナルティの可能性はあります。
3.GSTを預けない。GST当局から通知を受けたら訴訟する。	GSTの預託は不要。	• ペナルティの可能性があります。 • 控訴の結果は不確実です。 • 訴訟費用がかかります。

したがって、このような状況では、ただ一つの正しい答えも間違った答えもありません。各企業は、この状況を分析し、経営陣と議論した上で、決断を下す必要があります。なお、これはあくまで私どもの個人的な見解であり、専門家としてのアドバイスではありません。インドに進出している日系企業は、経営陣の判断に基づき、独自に行動を起こすことができます。

記事執筆者：　Manan Agarwal, Partner, KrayMan Consultants LLP。
ご質問は、communications@krayman.com までお気軽にお問い合わせください。
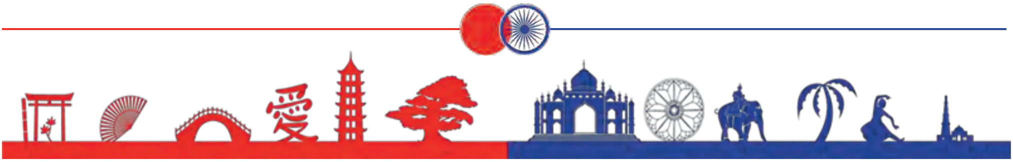
本書には一般的な情報が記載されています。この情報は、一般的なガイダンスに過ぎず、いかなる意味においても専門家のアドバイスに代わるものではありません。読者の皆様が当社からの具体的な情報・提案・助言を必要とされる場合は、別途当社までご連絡ください。